船用電気器具環境試験通則	F 0808
舟艇―投揚びょう，係留及びえい航―ストロングポイント	F 1010
舟艇―パーソナルウォータークラフト（ＰＷＣ）―構造及びシステム搭載時の要求事項	F 1030
舟艇―開口要件―窓，ポートライト，ハッチ，デッドライト及びドア―強度と水密性に関する要求基準	F 1040
舟艇―最大搭載量	F 1041
舟艇―船内ディーゼル機関―機関据付形の燃料系及び電気系コンポーネント	F 1042
膨脹式ボート―第１部：最大出力4.5kW以下のボート	F 1051―１
膨脹式ボート―第２部：最大出力4.5kW以上15kW以下のボート	F 1051―２
膨脹式ボート―第３部：最大出力15kW以上のボート	F 1051―３
船用アルミニウム合金押出対称形材	F 2009
フラッシュバット溶接アンカーチェーン	F 3303
船舶配管系統図記号	F 7006
舟艇―非耐火性燃料ホース	F 7150
舟艇―耐火性燃料ホース	F 7151
船用複式油こし	F 7202
船用Ｈ形油こし	F 7208
船用５Ｋ弁付筒形ガラス液面計	F 7211
船用自動閉鎖弁付筒形ガラス液面計	F 7212
船用油面計自動閉鎖弁	F 7216
船用弁及びコックの使用基準	F 7300
船用青銅20Ｋ圧力計コック	F 7343
船用青銅５Ｋフランジ形コック	F 7381
船用青銅16Ｋコック	F 7387
船用錠付コック	F 7390
船用燃料油タンク自動閉鎖排油弁	F 7398
船用油タンク非常遮断弁	F 7399
船用鍛鋼弁	F 7428
船用電気機器―外被の保護等級及び検査通則	F 8007
船用電気照明器具通則	F 8008
船用電気設備―第101部：定義及び一般要求事項	F 8061
船用電気設備―第303部：機器―動力及び照明用変圧器	F 8066
船用電気設備―第501部：個別規定―電気推進装置	F 8073
船用電気設備―第503部：個別規定―１kVを超え15kV以下の交流配電系統	F 8075
船用電気設備―第506部：個別規定―特定危険物及びＭＨＢ運搬船	F 8080
船用電気設備及び電子機器―電磁両立性	F 8081
ボートデッキランプ	F 8413
船用圧着端子用端子盤	F 8813
船用防水形プラグ及びソケットアウトレットボックス	F 8838
航海情報記録装置の装備に関する指針	F 9005
船用圧力スイッチ	F 9701

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年10月26日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 27 年 10 月 26 日

国土交通大臣　石井　啓一

記

確認された日本工業規格

鉄道用分岐器類のクロッシング―形状及び寸法	E 1306
無線式列車制御システム―第２部：システム要求事項	E 3801―２
鉄道車両―車内騒音の測定方法	E 4021
鉄道車両―旅客車用構体―溶接継手設計方法	E 4047
鉄道車両―台車―台車枠設計通則	E 4207
鉄道車両―電気品―第３部：直流遮断器	E 5004―３
鉄道車両―電気品―第４部：交流遮断器	E 5004―４
鉄道車両―電気品―第５部：高圧ヒューズ	E 5004―５
高圧ガスタンク車タンク用安全弁	E 7701

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省鉄道局技術企画課、各地方運輸局鉄道部及び沖縄総合事務局運輸部においても閲覧に供する。

告示

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 10 月 26 日

大阪労働局長　中沖　　剛

第４号中「１時間860円」を「１時間875円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年11月30日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 10 月 26 日

大阪労働局長　中沖　　剛

第４号中「１時間840円」を「１時間860円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年11月30日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車小売業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 10 月 26 日

大阪労働局長　中沖　　剛

第４号中「１時間850円」を「１時間865円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年11月30日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 10 月 26 日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間877円」を「１時間890円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 10 月 26 日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間892円」を「１時間904円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 10 月 26 日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間821円」を「１時間830円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月１日から効力を生ずる。